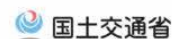


- ・知床遊覧船事故対応について国土交通省の資料を入手したので添付いたします。
(法定無線設備から携帯電話の除外)

法定無線設備からの携帯電話の除外（実施中の取組）



中間取りまとめ

- 法定無線設備から携帯電話を除外する。
※携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用することを妨げるものではない。

実施中の取組

- 限定沿海区域において海上運送法の旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供する船舶（いわゆる「事業許可船」）の法定の無線設備から、携帯電話を除外する措置をすべく、8月23日より9月23日までパブリック・コメントを実施。
- いただいたご意見等を考慮し、以下のスケジュールにて措置を行う予定。

事業許可船の無線設備の移行スケジュール

新造船：令和4年11月1日（施行日）以降適用 現存船：以下のとおり

現存船の経過措置	期限
1. 衛星電話に移行する船舶 (令和4年2月28日以前に直近の検査を受けた船舶)	令和4年12月31日
2. 衛星電話に移行する船舶 (令和4年3月1日から6月30日までの間に直近の検査を受けた船舶)	令和5年1月31日
3. 衛星電話に移行する船舶 (令和4年7月1日から10月31日までの間に直近の検査を受けた船舶)	令和5年2月28日
4. 業務用無線設備に移行する船舶	令和5年5月31日

10

法定無線設備からの携帯電話の除外(対策の更なる具体化)



現状と課題

- 限定沿海区域において旅客運送をする船舶は「事業許可船」以外にも多く存在。
- 航行区域が同一であれば、無線設備の重要性については、許可/届出による差異は生じない。

更なる具体化の方向性(案)

- 事業許可船のほか、限定沿海区域を航行する ①旅客船及び②旅客を搭載して事業に使用される船舶※に対しても、事業許可船と同様に携帯電話以外の無線設備の搭載を義務化。

※ 海上運送法、遊漁船適正化に関する法律の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）

平水区域を航行する船舶の取扱いについて

平水区域において航行する船舶については、以下の理由により、航行区域がサービスエリア内であることを条件に、引き続き携帯電話を認める（適用除外とする）こととする。

- ✓ 漂流した場合でも平水区域（サービスエリア）から逸脱する可能性が低い。
- ✓ 一時的に不通となった場合でも、多少の移動で通信可能となる可能性が高い。
- ✓ 携帯電話が不通であっても、信号紅炎（発煙筒）で近くの船舶や陸上に連絡可能。
- ✓ 平穏な水域であり、他船や陸上からの迅速な救助の期待度が大きい。

11